

平成 29 年度 広島県「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」 補助事業実施要項

(目的)

第 1 条 介護プロフェッショナルキャリア段位制度（以下「キャリア段位制度」という。）に基づき、評価者（アセッサー）資格の取得に取組み、並行してキャリア段位取得による中核を担う人材の育成、定着、更には本制度を組込んだキャリアパス及び処遇改善制度の構築を目指す介護事業所（別表 記載）を運営する法人等に対し、支援のため補助金を交付し、もって介護職員の資質向上及びキャリア形成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において、評価者（アセッサー）、介護事業所を運営する法人等は、次の各号に該当するものとする。

- 1 評価者（アセッサー）とは、平成 29 年度評価者講習を修了し、評価者修了証の交付を受け、一般社団法人シルバーサービス振興会に評価開始の届出を行った者をいう。
- 2 介護事業所とは、別表に掲げる介護サービス事業所（広島市を除く広島県内に所在）であって、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等の介護報酬に係る告示による介護職員処遇改善加算を算定しているものをいう。

(補助金の交付)

第 3 条 第 2 条の規定による、評価者（アセッサー）として認定を受けた介護職員の所属する介護事業所運営法人等に対し、次の各号により補助金を交付するものとする。

- 1 評価者（アセッサー）を養成した場合 1 人につき 10 万円
ただし、補助金交付申請日現在において申請する法人の運営する第 2 条第 2 号該当の事業所に在籍する者とする。
- 2 この要項の施行前に現に評価者（アセッサー）である者については、補助金を交付しないものとする。

(補助金の申請)

第 4 条 補助金の申請は、次の各号に示す申請書等を一般社団法人広島県シルバーサービス振興会宛に提出しなければならない。

- 1 「キャリア段位制度」補助事業補助金交付申請書 〈別紙 1〉
- 2 交付対象者一覧・在籍証明書 〈別紙 2〉
- 3 評価者(アセッサー)講習修了証（写）及び評価開始届出書（写）※1
- 4 キャリア段位認定者養成計画書 〈別紙 3〉
- 5 介護職員処遇改善計画書（平成 29 年届出用）・（事業所一覧表）（写）
- 6 「キャリア段位制度」アンケート 〈別紙 4 - 1 ～ 4 - 4〉

①本アンケートは、平成 29 年 12 月 20 日現在で作成すること

②アンケート回答者は次のとおりとする

あ《アセッサー》

- a) 第4条第2項で交付対象一覧に記載のアセッサー全員
- b) 平成28年度以前に修了したアセッサーで、平成29年度に評価に取り組んでいる者

い《被評価者》

- ①第4条第3項の評価開始届に記載の被評価者全員
- ②あb)による被評価者全員

う 《施設・事業所管理者》

アンケートに回答したアセッサーの在籍する施設・事業所管理者全員

え 運営法人代表者

- 2 前項の申請書等は、平成30年1月15日から平成30年2月28日までに、郵送で提出しなければならない。

なお、当年度予算上限額に達し次第受付を終了する。

〔郵送先〕

〒734-0007 広島県広島市南区皆実町1丁目6番29号

(一社) 広島県シルバーサービス振興会 キャリア段位補助係

(補助金の交付決定)

第5条 前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと決定したときは、介護事業所の運営法人等に対し〈別紙 様式1〉《補助金交付決定通知書》により通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、介護事業所の運営法人等に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

- 3 本事業に関する書類を取揃え、出納の一切の事項を明確にしておくこと。なお、これら書類及び帳票は、事業完了日の属する会計年度終了後、5年間保存しておくこと。

(運営法人等の責務)

第6条 補助金の交付を受けた運営法人等は、運営する介護事業所等に勤務する介護職員に対し、補助金の趣旨、金額等について周知するとともに、キャリア段位制度を活用した介護職員のキャリアパスの構築及びキャリアパスに対応した処遇改善を図ることにより、介護職員の資質向上に努めなければならない。

(補助金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた運営法人等があるときは、その運営法人等から、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

附 則

1. この要項は、平成29年8月1日から施行する。
2. 評価開始届出書は、期末評価票の最初の頁とする。

なお、少なくとも下記の項目が入力されたものとします。

- ①【事業所情報】事業所・施設名、サービス種別
- ②【評価情報】評価ID
- ③【被評価者情報】被評価者ID・被評価者氏名
- ④【主たる評価者（アセッサー）】主たる評価者（アセッサー）ID
主たる評価者（アセッサー）氏名
- ⑤【評価情報】認定を目指すレベル・評価開始日

別表（対象となる介護保険サービス事業）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ・（介護予防）訪問介護 | ・（介護予防）訪問入浴介護 |
| ・（介護予防）通所介護 | ・（介護予防）通所リハビリテーション |
| ・（介護予防）短期入所生活介護 | ・（介護予防）短期入所療養介護 |
| ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 | |
| ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | |
| ・ 夜間対応型訪問介護 | ・ 地域密着型通所介護 |
| ・（介護予防）認知症対応型通所介護 | |
| ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 | |
| ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 | |
| ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | |
| ・ 看護小規模多機能型居宅介護 | ・ 介護老人福祉施設 |
| ・ 介護老人保健施設 | ・ 介護療養型医療施設 |